

(別添2)

○「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」新旧対照表【令和8年4月1日適用】

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p>別紙2</p> <p>地域生活支援促進事業実施要綱</p> <p>1～2 (同右)</p> <p>3 事業の種類</p> <p>(1) 都道府県地域生活支援促進事業 (同右)</p> <p>ア～ニ (同右)</p> <p>ヌ <u>高次脳機能障害者支援体制構築促進事業</u> <u>高次脳機能障害の診断等を行うことができる医療機関の確保や当事者やその家族等の活動を支援し、高次脳機能障害者等に対する支援体制の充実を図る事業。</u></p> <p>ネ～ノ</p> <p>(2)～(3) (同右)</p> <p>4 事業の実施 (同右)</p> <p>(1) 都道府県地域生活支援促進事業 ア～ニ (同右)</p> <p>ヌ <u>高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領(別記2-25)</u></p> <p>ネ～ノ (同右)</p> <p>(2)～(3) (同右)</p>	<p>別紙2</p> <p>地域生活支援促進事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業の種類</p> <p>(1) 都道府県地域生活支援促進事業 (略)</p> <p>ア～ニ (略)</p> <p>ヌ <u>高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業</u> <u>高次脳機能障害の当事者やその家族等の支援に資する関係機関の確保・明確化と地域支援ネットワークの構築により支援体制の充実を図る事業。</u></p> <p>ネ～ノ</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 事業の実施 (略)</p> <p>(1) 都道府県地域生活支援促進事業 ア～ニ (略)</p> <p>ヌ <u>高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業実施要領(別記2-25)</u></p> <p>ネ～ノ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

<p>5～7 (同右)</p> <p>(別記2-1)～(別記2-19)(同右)</p> <p>(別記2-20)</p> <p>意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業実施要領</p> <p>1 目的</p> <p>現に手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、<u>盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者</u>として意思疎通支援に携わる者のスキルアップを図るとともに、手話通訳士の確保及び資質の向上を図る。</p> <p>また、地域における計画的な意思疎通支援者の養成を推進することにより、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立と社会参加を目的とする。</p> <p>2 (同右)</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 現任職員スキルアップ支援事業 ア～オ (同右)</p> <p><u>カ 失語症者向け意思疎通支援者キャリアパス構築支援事業</u> <u>失語症者向け意思疎通支援者を対象として、技能等の向上を図る現任研修を実施する。事業実施に当たっては、平成30年3月29日障企自発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「失語症者向け意思疎通支援者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。</u></p> <p>(2) 地域における意思疎通支援者の計画的な養成支援事業等 <u>ア 地域における意思疎通支援者の計画的な養成支援事業</u> 手話通訳者をはじめ意思疎通支援を行う者の地域における養成を促進するため、県及び政令市のレベルでコーディネーターを配置し、地域の課題などの把握や、市町村で行う事業と都道府県で行う事業とを連携させること等により、支援者の質と量の充</p>	<p>5～7 (略)</p> <p>(別記2-1)～(別記2-19)(略)</p> <p>(別記2-20)</p> <p>意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業実施要領</p> <p>1 目的</p> <p>現に手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者<u>及び</u>盲ろう者向け通訳・介助員として意思疎通支援に携わる者のスキルアップを図るとともに、手話通訳士の確保及び資質の向上を図る。</p> <p>また、地域における計画的な意思疎通支援者の養成を推進することにより、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立と社会参加を目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 現任職員スキルアップ支援事業 ア～オ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 地域における意思疎通支援者の計画的な養成支援事業 手話通訳者をはじめ意思疎通支援を行う者の地域における養成を促進するため、県及び政令市のレベルでコーディネーターを配置し、地域の課題などの把握や、市町村で行う事業と都道府県で行う事業とを連携させること等により、支援者の質と量の充実を図る。</p>
--	---

<p>実を図る。 【事業実施（例）】（同右）</p> <p><u>イ 地域における若年層の意思疎通支援者養成研修事業</u> <u>若年層の手話通訳者の養成の促進のため、若年層を対象として、地域の大学等において手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る養成研修を実施する。</u> <u>事業実施に当たっては、令和5年6月26日障企自発0626第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。</u></p> <p>4 留意事項 <u>(1) 「手話通訳士」、「手話通訳者」、「手話奉仕員」、「要約筆記者」、「要約筆記奉仕員」及び「盲ろう者向け通訳・介助員」とは、それぞれ次に掲げる者とする。</u> <u>ア 手話通訳士（同右）</u> <u>イ 手話通訳者（同右）</u> <u>ウ 手話奉仕員（同右）</u> <u>エ 要約筆記者（同右）</u> <u>オ 要約筆記奉仕員（同右）</u> <u>カ 盲ろう者向け通訳・介助員（同右）</u> <u>キ 失語症者向け意思疎通支援者</u> <u>都道府県、指定都市及び中核市が実施する失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業において「失語症者向け意思疎通支援者」として登録された者</u></p> <p><u>(2) 地域における若年層の意思疎通支援者養成研修事業は次の点に留意すること。</u> <u>ア 実施主体は、養成講習を修了した者（市区町村が3（2）イに掲げる通知を基本に実施した手話通訳者及び手話奉仕員養成研修事業を修了した者を含む。）に対して、これを証明する証票を交付すること。</u> <u>イ 実施主体は、手話通訳者養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、手話通訳者としての登録を行うこと。登録した手話通</u></p>	<p>【事業実施（例）】（略）</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>4 留意事項 「手話通訳士」、「手話通訳者」、「手話奉仕員」、「要約筆記者」、「要約筆記奉仕員」及び「盲ろう者向け通訳・介助員」とは、それぞれ次に掲げる者とする。 <u>(1) 手話通訳士（略）</u> <u>(2) 手話通訳者（略）</u> <u>(3) 手話奉仕員（略）</u> <u>(4) 要約筆記者（略）</u> <u>(5) 要約筆記奉仕員（略）</u> <u>(6) 盲ろう者向け通訳・介助員（略）</u> <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
---	---

訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動等の便宜を図るため、管内の市町村にも名簿を送付すること。

なお、活動ができなくなった手話通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(別記2-21)～(別記2-24) (同右)

(別記2-25)

高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領

1 目的

高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができる医療機関(以下「専門的な医療機関」という。)を確保するため、地域の医療機関及び医療従事者等へ必要な知識を習得するための研修等の実施や医療機関同士の連携を図るための意見交換の場の提供を行うとともに、高次脳機能障害者及びその家族、その他の関係者への情報提供や交流の場の提供等の活動支援を促進し、高次脳機能障害者等に対する支援体制の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。

なお、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとし、また、3の(2)に定める事業については、市町村で事業を実施した方が適切に事業実施できる場合には、市町村に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

3 事業内容

(1) 専門的な医療機関の確保

ア 専門的な医療機関を確保するため、地域における医療機関及び医療従事者等と連

(別記2-21)～(別記2-24) (略)

(別記2-25)

高次脳機能障害及びその関連障害に対する
地域支援ネットワーク構築促進事業実施要領

1 目的

高次脳機能障害の当事者への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関(医療機関、リハビリ機関等)及び専門支援機関(就労支援機関、教育機関等)を確保・明確化する。また、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークを構築し、切れ目のない充実した支援体制の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

都道府県

3 事業内容

(1) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク協議会の設置

高次脳機能障害及びその関連障害に関係する機関が集まり、今後の方針等について意見

<p><u>携し、支援体制の強化に向け、地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場等設ける。</u></p> <p><u>イ 地域における医療機関及び医療従事者等を対象として、高次脳機能障害者支援に携わるものとして必要な知識を習得するための研修等を実施し、高次脳機能障害の診断等を行うことができる医療機関を拡充させる。</u></p> <p><u>(2) 高次脳機能障害者及びその家族等に対する支援</u></p> <p><u>ア 高次脳機能障害者及びその家族等に対し、互いのもつ悩みの相談や情報交換を行う等のお互いに支え合うための取組が行えるよう、必要な知識の習得を目的とした説明会や研修等を実施する。</u></p> <p><u>イ 高次脳機能障害者及びその家族等に対し、自らの経験を活かした相談活動や関係者同士が支え合う取組が行えるような交流の場の提供等を行う。</u></p> <p><u>ウ 地域の専門的な医療機関や支援機関に関する情報収集を行い、支援を希望する高次脳機能障害者とその家族に対し、紹介等を行う。</u></p> <p>4 留意事項</p> <p><u>都道府県等</u>は、事業の一部<u>又は全部</u>を委託する場合、受託者に対し、委託する業務の内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務の<u>実施状況</u>を定期的に確認することなど必要かつ適切な監督をしなければならない。</p> <p>(別記2-26)～(別記2-28) (同右)</p>	<p><u>交換等を行うための協議会を開催し、支援方策を情報共有する。</u></p> <p><u>(2) 地域支援ネットワーク構築のための関係機関の把握・開拓及び情報提供</u></p> <p><u>切れ目のない地域支援ネットワークの構築を進めるために社会資源の把握・開拓を行うとともに、患者及びその家族等への支援に資する情報提供を行う。</u></p> <p>4 留意事項</p> <p><u>都道府県</u>は、事業の一部を委託する場合、受託者に対し、委託する業務の内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が<u>適切に行われていること</u>を定期的に確認することなど必要かつ適切な監督をしなければならない。</p> <p>(別記2-26)～(別記2-28) (略)</p>
---	--